

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宇城市

### 2 構造改革特別区域の名称

宇城市国際理解教育特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

宇城市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本市は熊本県のほぼ中央に位置し、九州の経済大動脈である国道3号と西は天草、東は宮崎県への結末点という地理的条件に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市機能を併せ持つバランスのとれた水と緑に恵まれた心豊かな地域である。

本市は平成17年1月15日に五町（松橋町、三角町、不知火町、小川町、豊野町）が合併して誕生した市である。旧町に於いては海あり、山あり、平野あり、河川ありと豊かな自然に恵まれ、温暖な気候風土によって色々な農産物が栽培されて出荷されている。平成12年の国勢調査によると、合併前の五町の総人口は63,968人で、昭和55年以降、全体では増加傾向にある。また世帯数は、19,949世帯となっている。また、小学校は13校、中学校は5校あり、平成17年5月現在小学生が3,638名、中学生が2,080名在籍している。

新市においては、それぞれの地域がそれぞれの特色をもっており、住民の出入りの多かった町では地域住民の連帯感がやや浅く、出入りの少なかった町では連帯感が深くなっていることなど旧町により様々な違いがある。また、本市の各地域に於いては、旧5町ともにそれぞれの校区においてそれぞれの伝統文化の継承が行われている。祭り、芸能、工芸、郷土料理など様々なものがある。これらの伝統文化を新市としてどのように受け継いで行くか、今後検討していかなければならない。

一方で、地域住民の学校教育に対する関心はどの地域においても高く、学校教育に関する要望、意見がそれぞれの学校にたくさん寄せられていた。

本市の学校に於いては、これまで文部科学省、熊本県の研究指定校の指定を多く受けてきた。道徳教育、健康教育、学力向上フロンティアスクール、教育課程、キャリア教育、環境教育、研究開発、IT教育など様々な研究指定を受けて、教育力の向上に努めてきた。さらに平成17年度より、教職員により高い指導力を身につけてもらうとともに学校経営等へのアドバイスもできるように、小中学校の教育課程、学習指導等に関する専門的な知識と経験を有する「学校教育審議員」を教育委員会に配置したところである。現在、小中学校を巡回し、授業参観を通して教職員へ指導助言を行ない、指導力の向上を図っている。

一方、ALT（英語指導助手）も本市独自で数名採用し、各小中学校を回り、小学校に於いても英語指導を行い、中学校に於いては英語指導の更なる向上を図っている。且つ宇城市と中国の歴史的関係や農業部門での現在の交流などを踏まえ、中国との交流も進めたいと考えている。

また、本市では、新市誕生にあたり、新市の学校教育目標の中に「国際化、情報化に対応する能力～国際理解と国際交流の推進～」を掲げている。更に、新市長の公約の中に外国語が話せる宇城市民の育成、食文化の継承が掲げられている。

そこで、これらのことを背景とし、新しい市のまとまりを願い、宇城市民としての誇りを培い、国際人として活躍できる宇城市民を目指した教育を展開していく必要がある。

## 5 構造改革特別区域の意義

本市の旧5町に於いては、これまで教育に関しては、研究指定校の指定などを機会として様々な先進的・実験的な研究を重ねてきた。ALTによる英語教育、総合的な学習の時間の取組での地域の伝統文化の学習などもその一つである。

そこで、これらのことを背景とし、新しい市のまとまりを願い、宇城市民としての誇りを培い、国際人として外国語（英語）が話せる宇城市民を目指した教育を展開していくことにした。具体的には国際理解教育を大きな柱として、そのためには、わが国の伝統文化、ひいては宇城市の伝統・食文化への取組、合わせて外国語が話せる宇城市民の育成を目標に、新たな教科として「英会話科」を創設するとともに、総合的な学習の時間の中に「伝統・食文化の時間」を設けるなどの取組みを行う。

「英会話科」(うきうきイングリッシュ)は、構造改革特区の特例を活用して、小中学校9年間で行う教科として位置づける。小学校では、英語を使った活動や英語文化の学習を通して、英語や英語文化への興味・関心を高めるとともに、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。また、中学校では、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーションの基礎を養う。さらに、英会話教育をより効果的に行うため、市立幼稚園においても英語の音とリズム、片仮名になっている英語などを用いて英語に親しむ活動を実施する。また、小学校3年生から中学校3年生の7年間を通して、総合的な学習の時間の中に「伝統・食文化の時間」を設け、伝統文化・食文化に関する教育活動を推進することにより、日本、熊本及び宇城の伝統・食文化の習得と継承を通して、日本人として、宇城市民としての自覚と誇りを持ち、異文化を理解する広い視野を持った児童生徒を育成する。さらに、中学校の選択教科に「中国語」を設け、創造性・国際性に富んだ人材の育成を図る。このことによって、本市の学校が共通の目標に向かって共同歩調が取れてまとまり、国際社会に貢献できる市民の育成を図ることで市民の期待に応える学校教育ができると考える。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画においては、「21世紀の国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ちた児童生徒の育成を図る」ことを目標としている。

目標達成のために、「国際理解教育」を大きな柱とし、さらに、「わが国の伝統文化の理解」、「外国文化の理解」の2本の柱を立てている。

まず、「外国文化の理解」の手段として、構造改革特区の特例を活用して小学校、中学校に「英会話科」(うきうきイングリッシュ)の新設をし、コミュニケーション(会話)を中心とした英語力の向上を図る。

「英会話科」(うきうきイングリッシュ)の目標を次のようにしている。

#### 小学校

英語を使った活動や英語文化の学習を通して、英語や英語文化への興味・関心を高めるとともに、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。

#### 中学校

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

また、この他に、中学校では、外国語として中国語の学習も加え、選択教科で取り上げることになっている。さらに、中国文化の理解のために将来に渡っては中国へのホームステイを考えている。

#### 選択教科「中国語」目標

中国語や中国文化への興味・関心を高める活動を通して、中国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、創造性・国際性にとんだ人材の育成を図る。

次に、「我が国の伝統文化の理解」のために、総合的な学習の時間の中に「伝統・食文化の時間」を設け、本市の伝統・食文化を調査、体験、理解させ、日本の文化の理解に発展させ、外国文化の理解に繋げていくことにしている。

「伝統・食文化の時間」の目標を次のようにしている。

日本、熊本及び宇城の伝統文化を調査活動や継承活動を通して学び、伝統文化の知識・技能や実践力を高めるとともに、日本人としての誇りや豊かな人間性を持ち、国際社会に生きる「宇城」の子どもとしての自覚を養う。また、日本の伝統文化に対する関心を深め、地域や人との関わりを大切にす態度を育てる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

国際理解教育の導入における経済的社会的効果については、長期的・継続的に指導を行なうことによりその成果が現れるものであるが、本計画に基づく取組を長期的・継続的に行なうことにより、次のような効果が期待できる。

- (1) 教育の成果として長期的に見れば、本市の学校で系統的・継続的に学び育っていく児童生徒たちが、国内はもとより国際的な場で優れた人材として活躍することになり、日本経済や社会発展のために貢献することが期待される。
- (2) 本市は熊本県の中央に位置し、交通の要所にあり、地理的条件に恵まれ、これまでも人口についてはやや増加傾向にあったが、本計画による国際理解教育の推進により、教育に関心を持つ保護者などの思いで児童生徒の転入が増えるなどで本市の人口がさらに増加し、「まちづくり」に寄与すると考えられる。
- (3) 「伝統・食文化の時間」の実践を通じて、本市への更なる理解が生まれ、本市の市民としての誇りを持つ児童生徒の育成が図られ、ひいては日本の伝統文化の理解に繋がり、外国の文化の理解に繋がるものだと考えられる。
- (4) 「英会話科」等の実践を通じて、外国人とのコミュニケーション能力が身につく、外国人との意思の疎通が容易となり、外国文化の理解の一翼をなす。このことで、日本の国際化にも貢献

できる。

- (5) 中学校の選択教科に「中国語」を入れることにより、中学生に中国語に関する興味を持たせ、将来に渡って中国語を学習しようという人材を育て、中国との文化の橋渡しができるようにする。併せて、中国の都市との姉妹都市を結び、中学生の中国語研修やホームステイによる短期留学を推進していく。
- (6) 「伝統・食文化の時間」、「英会話科」、「中国語」の取組みを実践することにより、講師、協力者などとして、地域の人材の採用により就職の門戸を拓くことになり地域経済の活性化に繋がる。
- (7) 国際理解教育の導入による教育課程の研究開発により、教師自身の研修意欲や指導力も高まることになり、公立学校としての信頼性が高まることが期待される。

## 8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業関係に関する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 「伝統・食文化の時間」の学習での講師、協力者の依頼に伴う経費、又はテキスト作成に係る経費については本市で負担する。
- (2) 「英会話科」「中国語」の授業に係る非常勤講師の雇用については本市に在住する人から採用することを原則とし、雇用に伴う経費については本市の負担とする。さらに、テキストの作成は行わず、市販のものを購入することにし、購入の費用についても本市で負担する。
- (3) 内部評価及び保護者や学校評議員による外部評価の実施  
平成18年度以降、毎年、年度末において事業に対する教職員による内部評価及び保護者や学校評議員による外部評価を行ない、翌年度への取組に反映させる。
- (4) 中国との姉妹都市との提携及びホームステイ事業  
中国との文化の交流をめざして将来に渡って、本市と中国の都市との姉妹都市の縁結びを目指す。姉妹都市が決まったら、短期のホームステイ事業を開始する予定である。開始の目安を平成23年度とする。それまでは中学生の代表による視察研修を予定している。
- (5) 幼稚園における英会話活動の実施  
英会話教育をより効果的に行うため、市立幼稚園においても英語の音とリズム、片仮名になっている英語などを用いて英語に親しむ活動を実施する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宇城市立の小学校 13 校、中学校 5 校 計 18 校

三角小学校、青海小学校、松合小学校、不知火小学校、松橋小学校、当尾小学校、豊川小学校、豊福小学校、小野部田小学校、河江小学校、小川小学校、海東小学校、豊野小学校、三角中学校、不知火中学校、松橋中学校、小川中学校、豊野中学校

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成 18 年 4 月 1 日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

宇城市立の小学校 13 校、中学校 5 校 計 18 校

三角小学校、青海小学校、松合小学校、不知火小学校、松橋小学校、当尾小学校、豊川小学校、豊福小学校、小野部田小学校、河江小学校、小川小学校、海東小学校、豊野小学校、三角中学校、不知火中学校、松橋中学校、小川中学校、豊野中学校

#### (2) 事業が行なわれる区域

宇城市の全域

#### (3) 事業の実施期間

平成 18 年 4 月 1 日より ( 松橋中学校、小川中学校は平成 19 年 4 月 1 日 )

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

小中学校 9 年間を通して、21 世紀の国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ちた児童生徒の育成を図るために、「英会話科」(うきうきイングリッシュ)の創設、総合的な学習の時間の中での「伝統・食文化の時間」の実施、中学校での選択教科での中国語の新設を重点項目に揚げ教育課程の編成を行なう。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 取組の期間

平成 18 年 4 月から実施、平成 23 年度に事業全体について評価、見直しを実施する。

#### (2) 教育課程の基準によらない部分

・小学校 1 年生から中学校 3 年生までに新しい教科として「英会話科」(うきうきイングリッシュ)

ユ)を創設する。

- ・小学校3・4年生の総合的な学習の時間を50時間削減し、「英会話科」にあてる。
- ・小学校5・6年生の総合的な学習の時間を50時間削減し、「英会話科」にあてる。
- ・中学校1～3年生の総合的な学習の時間を35時間削減し、「英会話科」にあてる。

### (3) 計画初年度の教育課程の内容

#### 英会話科(うきうきイングリッシュ)の創設

小学校では、英語を使った活動や英語文化の学習を通して、英語や英語文化への興味・関心を高めるとともに、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。なお、小1、小2では、35時間(週1時間)を上乗せして実施する。

中学校では、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーションの基礎を養う。

#### (ア) 指導段階・内容

- ・第1段階(たのしむ)小1、小2

挨拶の仕方、身近なものの英語、英語のリズム遊び

- ・第二段階(たのしむ)小3、小4

挨拶の仕方、身近なものの英語、英語のリズム遊び、自己紹介、友達紹介 外国の文化やくらし

- ・第三段階(したしむ)小5、小6

挨拶の仕方、身近なものの英語、英語のリズム遊び、家族紹介、学校紹介、買い物、電話での英会話、アルファベットの発音、外国の習慣や考え方

- ・第四段階(つかう)中1～中3

##### (一学年)

電話、買い物、食事、道案内の会話、自己紹介、友達紹介、言語の働き(意見を言う、発表する、質問する、礼を言う、謝る、招待する等)

##### (二学年)

電話、買い物、食事、道案内の会話、家族紹介、学校紹介、言語の働き(報告する、依頼する、申し出る、ほめる、確認する、約束する等)

##### (三学年)

電話、買い物、食事、道案内の会話、我が国の年中行事や地域の行事など自国文化の紹介、言語の働き(説明する、描写する、苦情を言う、賛成する、反対する、承諾する、断る等)

#### (イ) 教材

- ・テキストは市販のものを使用する。

#### (ウ) 講師

- ・市独自で非常勤講師を採用する。
- ・原則として英語の教員免許状を持った者を採用する。

## (エ) 評価

英会話科が英語科とは別教科であることを考慮し、評価の方法等に関しては、以下の項目等について、毎学期1回評価することとする。

評価規準・評価基準による到達度評価・評定 教師

カリキュラム評価 教師、保護者、児童生徒

- ・指導計画に関する評価
- ・指導方法に関する評価
- ・実施状況に関する評価
- ・指導体制に関する評価

自己評価 児童生徒

- ・英会話科に対する意識調査、興味・関心の度合い等

## (オ) 就学前段階における英会話活動の実施

英会話教育をより効果的に行うため、市立幼稚園においても英語の音とリズム、片仮名になっている英語などを用いて英語に親しむ活動を実施する。

## 選択教科等での「中国語」

中学校の選択教科等の時間を30時間以上とし、選択教科等に「中国語」を入れる。中国語や中国文化への興味関心を高める活動を通して、中国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、創造性・国際性に富んだ人材の育成を図る。

## (ア) 指導段階・内容

- ・第一段階（たのしむ）中1

挨拶の仕方 身近なものの中国語（色、スポーツ、動物など） 中国語の歌

- ・第二段階（なれる）中2

挨拶の仕方 身近なものの中国語（色、スポーツ、動物など） 中国語の歌 中国語の文化やくらし

- ・第三段階（したしむ）中3

挨拶の仕方 身近なものの中国語（色、スポーツ、動物など） 中国語の歌 中国の習慣や考え方

## (イ) 教材

- ・テキストは市販のものを使用する。

## (ウ) 講師

- ・講師は市独自で採用する。
- ・講師は中国語を話せる人を採用する。

## 総合的な学習の時間における「伝統・食文化の時間」の実施

小学校3年生から中学校3年生の7年間を通して、伝統文化・食文化に関する教育活動を推進する。日本、熊本及び宇城の伝統・食文化の習得と継承を通して、日本人として、宇城市民としての自覚と誇りを持ち、異文化を理解する広い視野を持った児童生徒を育成

する。

(ア) 指導(学習)内容

- a 地域の伝統・食文化に関する体験や調べ学習
- b 食文化に関しての地産地消の学習
- c 日本の文化、熊本の文化、宇城市の文化に関する学習
- d 外国の文化を日本の文化と比較することにより理解する学習

(イ) 指導分野

伝統学問、伝統技術、伝統的建築史跡、伝統芸術、伝統行事伝承遊び、伝統食文化、  
海外の文化

(ウ) 教材

テキストを作成し使用する。

(エ) 協力者、講師

伝統・食文化の関係者に依頼する。

初年度の授業時数

・次ページ参照

転入生への対応

児童生徒が他市町村から転入してきた場合、英会話に関しては本市の学校の進捗が進んでいると考えられるため、放課後の時間等を使って、学級担任等が、週に数回(3回程度)指導時間を設定し個別指導を行う。

(4) 本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育との関係について

本計画で実現する国際理解教育においては、本市内のすべての小・中学校の児童生徒を対象としており、教育の機会均等を示した憲法26条を踏まえていると考える。また、国際化を見据えた取組や生きる力を様々な体験学習を通して育成することを目指しており、教育の目的である人格の完成等を示した教育基本法第1条を踏まえていると考える。

さらに、本計画は児童生徒の心身の発達段階に応じた教育内容であり、学年段階に沿った指導計画を立てている。このことは、小・中学校の教育の目標を示した学校教育法第17条、同35条を踏まえていると考える。また、同18条の2項に、「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」とあるのは、まさに、本市の国際理解教育の目標そのものである。

新しい教科「英会話科」の創設による総合的な学習の時間の削減については、これまで総合的な学習の時間で扱われた内容を踏まえ、体系的にカリキュラムを組むことにより、新しい教科として実施するものである。これにより、英会話活動によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、総合的な学習の時間の中で取り組む「伝統・食文化の時間」とも合わせ、国際社会に生きる日本人としての自覚と人格の形成、個性豊かな文化の創造を目指すものであり、総合的な学習の時間を削減してもそのねらいの「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て己の生き方を考えることができるようにすること。」は達成できるものとする。また、小学校1,2年では新しい教科の時間を上乗せ

することになるが、45分を20分、25分に分けて指導することで児童の負担を減らすように工夫している。

教育課程表

小学校

区分	各教科の授業時数										道徳の 授業時 数	特別活動 の授業時 数	総合的な 学習の時 間の授業 時数	総授業時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	工 図 作 画	家 庭	体 育	英 会 話				
第1学年	272		114		102	68	68		90	35	34	34		817
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35	35		875
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	50	35	35	55	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	50	35	35	55	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	50	35	35	60	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	50	35	35	60	945

中学校

区分	各教科の授業時数										道徳の 授業時 数	特別活動 の授業時 数	選択教科 等に充て る授業時	総合的な 学習の時 間の授業 時数	総授業時 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	体 保 育 健	家 技 庭 術	語 外 国	英 会 話					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	35	30	35	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	35	85	35	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	35	165	35	980